国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(令和6年1月19日内閣官房内閣人事局)の一部訂正について

内閣人事局ホームページに掲載しておりました「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(令和6年1月19日内閣官房内閣人事局)」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。 なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

<正誤内容>

【訂正後】	【訂正前】
(資料5ページ 1 (2))	(資料5ページ 1 (2))
新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算)	新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算)
 (2)新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算) ○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.0月・女性16.4月(全職員7.2月)。前年度は、男性1.8月・女性16.5月(全職員7.7月)。 	 (2)新規取得者の育児休業期間(複数回取得の場合、合算) ○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.5月・女性23.9月(全職員9.5月)。前年度は、男性1.8月・女性16.5月(全職員7.7月)。
○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、 1月以下の割合が低下する一方、1月超の割合が増加。	○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員の休業期間の分布について、 1月以下の割合が低下する一方、1月超の割合が増加。